

議長交際費の支出基準

1 趣旨

この基準は、議長交際費を社会通念上、公正かつ適正に執行するため、必要な事項を定めるものとする。

2 基準

- (1) 議会を代表する職としての支出であること。
- (2) 儀礼的範囲内の支出であること。
- (3) 社会通念上、妥当な範囲の支出であること。

3 支出項目

(1) 慶弔費

ア 祝金

祝金の支出は、記念式典又は行事等に参加する場合とし、会費の明示があるものはその金額を、会費の明示がないものは1件につき10,000円を限度とする。ただし、当選祝い及び結婚式のお祝いは支出しない。

イ 弔事

弔事の支出は別表1のとおりとする。ただし、返礼は受けないものとする。

ウ 見舞い

見舞いの支出は10,000円を限度とし、別表1の特別職を対象とする。なお、市議会議員の見舞いは支出しない。

(2) 賛助金

賛助金の支出は、公に認められた団体及びそれに準じる団体で、その事業の趣旨が明確である場合とし、10,000円を限度とする。

(3) 渉外費

渉外費の支出は、外部との公の意見交換又は折衝等に必要な土産等の購入、又は情報収集のための懇談会等に参加する場合とし、社会通念上、妥当と認められる範囲内の額とする。

(4) 掲載料

市議会に関する記事を掲載し、発行するものに限る。

(5) 激励費

スポーツ・文化活動を行っている市内の個人又は団体の国際大会等への出場及び海外青年協力隊又はシニア海外ボランティアへの参加に対して激励する場合とし、社会通念上、妥当と認められる範囲内の額とする。

(6) 会費等

会費等の支出は、各種団体等が行う懇親等を目的とする会合等で、

議長交際費を支出することが公益上適当と認められる場合に限り、その会費等の実費を支出する。この場合において、実費の額が不明であるときは、別表２の支出基準に照らし、支出額を決定する。ただし、各行政委員会が実施する研修会等については、支出しない。

(7) その他

前各号に掲げるもののほか、議長が特に必要と認めたものは、この限りではない。

附 則

この基準は、平成１８年２月１日から施行する。

この基準は、平成２２年５月１８日から施行する。

この基準は、平成２５年６月１日から施行する。

この基準は、平成２８年１２月５日から施行する。

この基準は、平成３０年６月２８日から施行する。

この基準は、平成３１年４月１日から施行する。

別表 1

弔事の支出

区		分		香典の額	供 物
市議会議員		現 職	本人	1 0 , 0 0 0 円	生花等
			配 偶 者 、 実 父 母、子及び同居の義父 母	1 0 , 0 0 0 円	－
		元 職	本人	1 0 , 0 0 0 円	生花等
特別職 市 長 副市長 教育長		現 職	本人	1 0 , 0 0 0 円	生花等
			配 偶 者 、 実 父 母、子及び同居の義父 母	1 0 , 0 0 0 円	－
		元 職	本人	1 0 , 0 0 0 円	－
県議会議員（市内）		現 職	本人、配偶者、実父 母、子及び同居の義父 母	1 0 , 0 0 0 円	－
		元 職	本人	1 0 , 0 0 0 円	－
各行政委員会 教育委員 選挙管理委員 監査委員 公平委員 固定資産評価審査委員 農業委員		現 職	本人	1 0 , 0 0 0 円	－
市職員	部長職以上及び 議会事務局職員	現 職	本人	－	－
その他		議長が特に必要と認めるもの		1 0 , 0 0 0 円	生花等

備考

- 1 市議会議員の元職は、旧上福岡市議会議員及び旧大井町議会議員も対象とする。
- 2 議長は、必要に応じて、香典を弔電に代えることができる。
- 3 生花等とは、生花、花環又はこれに準じたものとする。
- 4 弔事に関する連絡は、上記区分を対象に現職の市議会議員に行うものとする。

別表 2

会費等の支出基準

支出区分	支 出 内 容	金 額	備 考
会費等	飲食等を伴わないもの	支出しない	
	公共施設又は支出の対象となる団体の自己所有若しくは賃借する施設を使用し、飲食等を伴うもの及び夏祭り等	3, 0 0 0 円	飲食の内容等により、5, 0 0 0 円を上限とした支出をすることができる。
	飲食店を使用するもの	5, 0 0 0 円	飲食の内容等により、1 0, 0 0 0 円を上限とした支出をすることができる。
上記に該当しないものは、1 0, 0 0 0 円の範囲内で支出するものとする。			